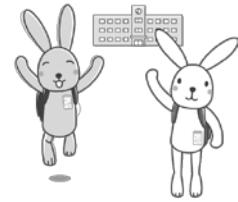




ほけんだより

平成26年4月
春日井市立大手小学校

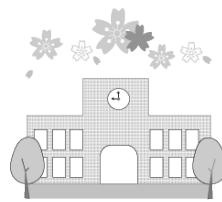


ご入学・進級おめでとうございます

あたら ねんど はじ あたら とも であ あたら せいかつ わくわく おも
新しい年度が始まりました。新しい友だちとの出会いや新しい生活にワクワクしていると思
まいにち げんき あさ すいみん はいへん きそくただ せいかつ こころ
います。毎日を元気いっぱいすごすために、朝ごはん、睡眠、排便など規則正しい生活を心がけま
しょう。

4月の予定

8日（火）	緊急連絡カード（全学年新しい用紙）・保健調査配付（2年生以上）
11日（金）	10日（木）までに提出 発育測定 全学年
14日（月）	視力検査 6年・特
15日（火）	視力検査 5年・結核健診問診票配付（1・3・5年）
17日（木）	18日（金）までに提出 視力検査 4年
18日（金）	視力検査 3年
21日（月）	視力検査 2年 心電図問診票配付（予定） 結核健診問診票配付（2・4・6年）
22日（火）	24日（木）までに提出 視力検査 1年
23日（水）	視力再検査 3・4年
24日（木）	視力再検査 5・6年
28日（月）	視力再検査 1・2年（遠足のときは25日に）
30日（水）	聴力検査 5年



発育測定

身長・体重・座高をはかります。2年生以上の服装は、体操服です。頭の上に結び目があると、身長や座高を正しくはかれません。髪の長い人は、横で結ぶようにしましょう。



視力検査

Cのようなかたちがどのくらい見えているかを調べます。ハンカチを必ず持っていきましょう。片方の目をかくすときに使います。

聴力検査

オージオメータを使って、小さな音が、聞こえるかどうか検査します。周りが騒がしいと、音が聞こえなくてこまります。待っている人は静かにしていてください。

保健室を利用するときの約束

- ★ 保健室へ来るとときは、担任の先生に言ってから来ましょう。
- ★ 保健室では静かにしましょう。
- ★ 「いつから」「どこが」「どんなようす」かを、自分で言えるようにしましょう。
- ★ 学校で手当を受けたときは、必ずおうちの人には話をしましょう。
- ★ 保健室にあるものは、かってに使ってはいけません。先生に使っていいか聞いてから使います。使ったときは、もとの場所にもどしましょう。



★ 「しつれいします」「ありがとうございました」など、あいさつもしましょう。

～おうちの方へ～

保健室での手当ては応急処置です。すり傷などは水できれいに洗い、必要があれば消毒をします。しかし、学校では薬を使いません。目薬も使いません。体調が悪い場合は、1時間めどに休養させ、その後授業を続けるか早退するかを決めます。熱が高かったり、体調が回復しなかったりした場合は早退させますので、お迎えをお願いします。

緊急連絡カード（ピンクの用紙）・保健調査（白い用紙）の記入について

- 緊急連絡カードの用紙が新しくなりました。全員、新しい用紙を配ります。お子さまの急病や大きなかがなど、緊急の際に連絡を取らせていただきます。確実に連絡が取れる連絡先を記入してください。なお、勤務先を変えられたり、連絡先が変わられたりするときは、すぐに学校へお知らせください。記入例を見ていただき、記入をお願いします。はやめに担任へご提出ください。
- 新しい学年の「保健調査票」の記入をお願いします。食物アレルギー・ぜんそくなどのアレルギー疾患などについても該当学年の欄に忘れずにご記入ください。アレルギー症状が強く、学校での配慮が必要なときは保健調査票に記入してください。保健調査票に書ききれない場合は、担任に具体的な内容をお知らせください。病気やアレルギーなどで「学校生活管理指導表」が必要な方にはお渡しますので、学校へお申し出ください。

健康診断結果のお知らせについて

健康診断の結果をその都度お知らせしますので、病気の疑いがあるときは医療機関で診ていただいてください。異常がない場合は、特別なお知らせはしません。（歯科は全員にお知らせします。）

わからないことがありましたら、担任を通してお尋ねください。なお、検査の結果にかかわらず、お子さんの健康状態が心配な場合はかかりつけの医師に相談されることをおすすめします。

朝の健康観察について

新学期が始まって、新しい友だちや先生に囲まれ、子どもたちは緊張の毎日です。季節の変わり目もあり、子どもたちの体調が崩れやすいときです。子どもたちの体調の変化は、お家の方の「ちょっと変かな？」、「いつもとちがうかな？」から、みつけることができます。毎日の学校生活が楽しいものになるよう、十分に休養を取り、ご家庭での健康観察をよろしくお願ひいたします。



日本スポーツ振興センターへの加入手続きについて

1年生と昨年度の転入生の方に、日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度への加入についての用紙をお配りします。日本スポーツ振興センターへの加入手続きをお願いします。同意書に必要事項を記入・押印して担任へ提出してください（きりとり線から下の部分）。加入費は春日井市が負担します。スポーツ振興センターへ加入しますと、学校の管理下で医療機関にかかる場合、その医療費の給付を受けられます。くわしくは「災害共済給付制度のお知らせ」をご覧ください。

学校の管理下でのみ医療機関を受診した場合は、担任までお知らせください。学校で申請の手続きをします。

感染症における出席停止について

集団生活をしていますと、いろいろな感染症にかかるおそれがあります。インフルエンザや水痘、流行性耳下腺炎などと診断された場合は出席停止扱いとなります。早めに連絡帳などで、担任へお知

らせください。医師の許可がおりるまで登校できません。医療機関の証明書は必要ありません。